

○鳩山町泉井交流体験エリア条例

令和2年6月10日条例第9号

改正

令和5年12月8日条例第23号

鳩山町泉井交流体験エリア条例

(目的)

第1条 この条例は、町民に交流の場を提供し地域内外の交流人口の増加を促進するとともに、農業に対する体験の場を提供し地域農業の担い手を育成し、もって本町の農業振興と地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳩山町泉井交流体験エリア（以下「交流体験エリア」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 交流体験エリアの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	鳩山町泉井交流体験エリア
位置	鳩山町大字泉井524番地1

2 交流体験エリアは、多くの人に愛され親しまれる愛称を、別途定めることができる。

(施設)

第3条 交流体験エリアに、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 交流体験館
- (2) 交流広場
- (3) 駐車場等
- (4) 児童交流館

(業務)

第4条 交流体験エリアは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交流体験館の交流ホール、体験・研修室、加工体験室及びこれに付随する設備（以下「施設等」という。）の使用に関すること。
- (2) 農業についての体験、相談、研修及び講習会等に関すること。
- (3) その他交流体験エリアの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 前条第4号に規定する児童交流館については、別に定める。

(休館日)

第5条 交流体験エリアの休館日は、次のとおりとする。ただし、町長は必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 毎月の第3月曜日

2 前号に規定する月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

（使用時間）

第6条 交流体験エリアを使用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、町長は、事情によりこれを変更することができる。

（使用の許可）

第7条 交流体験エリアの施設等を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付すことができる。

（特別の設備の設置等の許可）

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

（使用の不許可）

第9条 町長は、交流体験エリアを使用する者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認める場合

(2) 集団的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合

(3) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認める場合

(4) その他交流体験エリアの管理上支障があると認める場合

（使用及び行為の制限）

第10条 町長は、交流体験エリアの使用について、次のいずれかに該当するときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用目的又は使用条件に違反したとき。

(3) 災害その他の事故により交流体験エリアを使用できなくなったとき。

(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。

2 交流体験エリア内での行為の制限については、鳩山町都市公園条例（平成8年条例第10号）第6条の規定を適用する。

3 町は、使用者が第1項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第11条 使用者は、別表に定める使用料（附属設備等については、規則で定める使用料）を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、町長が別に定める場合に限り、これを減額し、又は免除することができる。

3 使用者が鳩山町民以外の場合は、使用料を割増しすることができる。

4 前項の場合において、鳩山町民以外の者には、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者を含まない。

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

（入場の制限等）

第13条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、交流体験エリアに入場を禁じることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる場合

(2) 施設、備品等を損傷するおそれがあると認められる場合

(3) その他交流体験エリア又は交流体験館の管理上支障があると認められる場合

（原状回復）

第14条 使用者は、交流体験エリアの使用が終了したときは、速やかにこれを現状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により、使用の制限又は許可の取り消しを受けたときも同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

（損害賠償等）

第15条 交流体験エリアの施設、備品等を損傷し、又は滅失した者は、町長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、町長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第16条 町長は、交流体験エリアの管理運営上必要があるときは、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流体験エリアの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流体験エリアの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 交流体験エリアの施設等の維持管理に関すること。
- (2) 交流体験エリアの施設等の使用の許可等に関すること。
- (3) 農業についての体験、相談、研修及び講習会等に関すること。
- (4) その他交流体験エリアの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条から第13条及び第14条第1項の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第11条及び第12条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

4 前項の規定により納付された利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第13条までの規定は、規則で定める日から施行する。（令和3年2月規則第4号で、同3年3月1日から施行）

附 則（令和5年12月8日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の新条例に規定する施設利用（次項において「施設利用」）に係る使用料の算定について適用する。
- 3 施行日以後における施設利用に関し施行日前に納入すべき当該施設利用に係る使用料の算定は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

別表（第11条関係）

鳩山町泉井交流体験エリア（交流体験館）使用料

施設の名称	使用区分	使用料	
		平日	土曜日・日曜日・休日
交流ホール	午前	1,500円	2,100円
	午後	2,000円	2,800円
	夜間	2,400円	3,300円
体験・研修室	午前	400円	600円
	午後	600円	800円
	夜間	800円	1,000円
加工体験室	午前	500円	700円
	午後	700円	900円
	夜間	900円	1,100円

備考

- 1 午前及び午後、午後及び夜間又は全日を通じて使用する場合は、それぞれ規定金額を加えた金額をもって使用料とする。
- 2 準備のため交流ホールを使用する場合は、規定使用料の5割相当額とする。
- 3 使用時間を超過して使用する場合は、1時間（1時間未満の使用は、1時間とみなす。）につき規定使用料の1時間当たり相当額の3割増の額とする。この場合、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 交流体験エリアの設置目的の範囲を超える場合の使用料は、5倍の額とする。
- 5 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう。
- 6 平日とは、月曜日から金曜日（備考7に規定する休日を除く。）までをいう。

- 7 休日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 8 鳩山町民以外の者が使用する場合は、5割増しとする。また、団体の使用において、当該団体の半数以上が鳩山町民以外の者で構成されている場合の使用料も同様とする。
- 9 前項の場合において、鳩山町民以外の者には、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町の区域内に住所を有する者を含まない。
- 10 音響機器を使用する場合は、交流ホールにおいて使用するものとし、交流ホールを分割しての使用は認めないものとする。